

伊那中央行政組合格約

昭和 38 年 4 月 20 日  
長野県指令 38 地第 274 号

改正	昭和40年12月25日	許可
	昭和45年 7 月 2 日	許可
	昭和46年11月 1 日	許可
	昭和53年 2 月25日	許可
	昭和54年 2 月26日	許可
	昭和56年 3 月20日	許可
	昭和60年 9 月30日	許可
	平成 4 年 3 月16日	許可
	平成10年 4 月 1 日	許可
	平成14年11月 7 日	許可
	平成15年 3 月28日	届出
	平成18年 3 月 9 日	指令17上伊地総第164号 許可
	平成19年 3 月27日	指令18上伊地政第405号 許可
	平成20年 7 月14日	届出
	平成28年12月22日	届出

(組合の名称)

第1条 この組合は、伊那中央行政組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は、伊那市、箕輪町、南箕輪村（以下「組織市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理をする事務)

第3条 この組合は、次の事務を共同処理するものとする。

- (1) 病院事業の設置及び経営に関する事務
- (2) し尿処理場の設置及び経営に関する事務
- (3) し尿汲取運搬に係る事務
- (4) 伊那市西春近焼却灰最終処分場の管理に係る事務

(組合の事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、伊那市小四郎久保1313番地1に置く。

(組合議会)

第5条 この組合の議員の定数は15人とし、組織市町村の議会においてその市町村の議会議員のうちから次の区分により選挙した者をもって充てる。

伊那市10人、箕輪町3人、南箕輪村2人

2 前項の組織市町村の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第118条の例による。

(議員の任期)

第6条 組合の議員が組織市町村の議会議員を退職したときは同時にその職を失う。

- 2 組織市町村の議会において、その市町村の議会議員のうちから選挙された組合の議員に欠員が生じたときは直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合の執行機関)

第7条 この組合に組合長、副組合長2人、助役1人及び会計管理者1人を置く。

- 2 組合長は、組織市町村長のうちから組織市町村長が互選する。
- 3 副組合長は、組合長以外の組織市町村長をもって充てる。
- 4 助役は、伊那市副市長をもって充てる。
- 5 会計管理者は、組合長が職員のうちから任命する。
- 6 組合長、副組合長及び助役が組織市町村の長又は伊那市の副市長を退職したときは、同時にその職を失う。

(監査委員)

第8条 この組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は組合長が、組合議会の同意を得て組合の議員及び知識経験を有するものの中から各1名を選任する。

(補助職員)

第9条 第7条第1項に定めるもののほか、この組合に必要な職員を置く。

(組合の経費)

第10条 この組合の経費は、組合の財産及びその他の収入をもってあて、不足分は組織市町村が別表に定める割合によって負担する。

附 則

この規約は、組合設立許可の日から施行する。

附 則 (昭和40年12月25日許可)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (昭和45年7月2日許可)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (昭和46年11月1日許可)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 (昭和53年2月25日許可)

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年2月26日許可)

この規約は、許可の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。ただし、昭和52年度までの建設に係る公債費に対する昭和53年度建設費の分担金負担割合については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月20日許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日許可）

この規約は、許可の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。ただし、昭和59年度までの建設に係る公債費に対する昭和60年度建設費の分担金負担割合については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月16日許可）

（施行期日）

1 この規約は、許可の日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、この規約による変更後の伊那中央保健衛生施設組合格約第8条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則（平成10年4月1日指令10上伊地総第2号許可）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成14年11月7日指令14上伊地総第177号許可）

この規約は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日届出）

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月9日指令17上伊地総第164号許可）

この規約は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月27日指令18上伊地政第405号許可）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月14日届出）

この規約は、平成20年8月4日から施行する。

附 則（平成28年12月22日届出）

この規約は、平成28年12月22日から施行する。

別表（第10条関係）

1 病院事業の経費の負担

病院事業に係る経費は、均等割6パーセント、人口割94パーセントを基本に、次の割合により負担する。

市町村名	負 担 割 合		
	建設費（建設用地の取得に係る経費及び建設費の償還金を含む。）（右欄に掲げるものを除く。）	建設費（病児・病後児保育事業に係るものに限る。）その他の一般経費	
伊那市	70.59%	均等割 2%	在住人口割 94%
箕輪町	19.11%	均等割 2%	
南箕輪村	10.30%	均等割 2%	

2 衛生センターの経費の負担

市町村名	負 担 割 合	
	建設費（建設費の償還金を含む。）	運 営 費
伊那市	72.31%	在住人口割 50% 利用率 50%
箕輪町	18.91%	
南箕輪村	8.78%	

3 最終処分場の経費の負担

在住人口割 100%

備考

- 1 病院事業の負担割合は、建設用地の取得に係る経費を伊那市が負担することを基本に、建設用地の取得に係る経費及び建設費の大きな変動又は病院事業に係る社会情勢の大きな変化等によって、著しく不均衡を生じることとなった場合は、組織市町村の協議により見直しを行うものとする。
- 2 病院事業の建設費の負担割合は、平成14年度までの建設費に適用するものとする。
- 3 在住人口割の算定基礎は、予算の属する年度の前年度の10月1日現在で長野県が毎月人口異動調査要綱(昭和50年50統第292号)第7の規定により公表する人口による。
- 4 利用率の算定基礎は、予算の属する年度の前年度の10月1日前1年間の衛生センターに搬入された組織市町村のし尿等の量による。